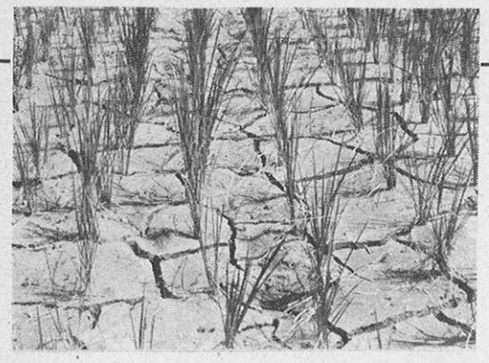

干ばつ被害（8月31日現在）

21億1千万円

うち続く干天により、県下各地で農作物の被害や飲料水不足が日に日に増大してきたが、8月31日現在で、その被害はつぎのとおりである。

県議会経済委員会では、8月31日と9月1日の両日、城北・天草地域の干害現地視察を行つた。

農作物の被害は

八月三十一日現在で約二十六億一千二百万円となつた。特に陸稲は、作付面積の七一%に当る九、〇二五ヘクタールが被害をうけ、そのうち、被害程度五割以上というのが六、三四四ヘクタールに及び、減収量では九、一六一・三トンに達している。

こんな対策をとつた

飲料水対策

(1) 天草郡竜ケ岳町に対して、陸上自衛隊第八混成団により給水実施。

(2) 牛深市では、特に高台の市民千六百名が、一人当り三リットルしか給水をうけていないという最も苦しい状況にあつたので人工降雨を試み、更に一日以降の雨でこの悩みは解消した。

人工降雨対策

海上自衛隊佐世保総監部及び鹿屋航空隊に要請して、現在迄に二十二回出動。撒水量約一万四千トンで、相当の効果を収めた。

県有揚水機等の貸出し（31日現在）

揚水機百十七台のうち貸付け七十一台、原動機五十台のうち三十六台が貸付け済。

干害応急対策事業（31日現在）

団地数　七一六ヵ所

〃　面積　八、三四七・三四ヘクタール

（次頁上段へ）

経費助成や恒久対策など

県、干ばつ対策で政府へ要望

このたびの干ばつ被害に対し、県では強力な対策を以てその復旧に当るとともに、政府に対しても、次のとおり強く要望しています。

要望事項（要点抜粋）

応急対策

1 さく井、井堰仮締切り、および送水管等の購入運搬に要する経費の助成

2 揚水機等諸機械の購入及び借入れに要する経費の助成

3 揚水機動力費の助成

4 代作用種苗購入費の助成

5 経営転換のための果樹園造成並びに家畜の購入に要する経費の助成

6 来年度における再生産種子確保のための経費助成

7 天災融資法を適用されたい

8 自作農維持創設資金の追加割当

9 各種融資金の償還延期の措置

10 開拓者に対する災害資金の政府融資

11 開拓営農振興臨時措置法に基く振興計画に計上済のかんがい施設計画を優先的に着工できるよう措置願いたい。

12 農業災害補償法に基く再保険金の概算払い及び共済金の仮渡しの措置を早急に講じられたい

13 農家の祖税負担の減免

14 予約米に対する概算金の利子減免並びにその延納措置

15 人工降雨に要する経費の助成

16 干害調査、対策指導に要する経費の助成

17 地方交付税交付金の増額を

18 救農土木事業の実施

19 干害応急対策工事等で自衛隊の出動を要請する場合、人命救助でないため部外引受工事となつているが、水害と同様災害であるので、自衛隊法第八十三条による災害に対する出動の取り扱いがなされるよう政府において決定善処されたい

恒久対策

干ばつに対する恒久対策を強力に実施されたい

三十三年以降の引続く大干ばつに鑑み、貯水池の建設、地下水の開発、水路の新設、改良等の基本的な対策を早急に実施するとともに、干ばつ恒久対策事業としての溜池、水路の新設、改良等田畑のかんがい施設の整備に必要な事業の助成措置（高率補助）を速かに実施されたい

その際、従来の採択基準のワクを徹廃し、畑地或いは離島の実情に添い得るよう措置されたい

事業費　一三三、三六八千円

代作用の種子対策

〔そば〕……県販購連において約二百俵（一俵四斗入）入手可能の見込み

〔豚〕…　経営転換のための豚の導入あつ旋は、価格高騰の現況から、相当困難性も考えられるが、県販連とも連絡して、極力需要に対拠できるようにする。

水利紛争の調停など

県内五ヵ所における水利紛争は、あつ旋或は調停の結果早いものは八月十八日、遅いもので八月二十七日までにそれぞれ解決をみた。

中央に対する動きかけ

(1) 八月二十二日九州各県主管部長が連合して農林、大蔵、自治各省並びに国会に陳情。

(2) その結果九月一日、二日の衆議院農林水産委員会、自民党災害対策特別委員会及び七日の参議院同委員会において審議されることになつた。

(3) 九月五日実情調査のため衆議院同委員会より来熊。

(4) 九月七日実情調査のため田口農林政務次官来熊。

(5) 農林省は三十三年の例に準じて、干ばつ対策助成費を計上して、大蔵省に接衝を開始した。

■ くまもとの花（シリーズ4）

肥後あさがお

明治の中期頃から、鉢植専用として肥後の育種家によつて改良され、日清戦争直後（明治三十年頃）が最盛期であつた。

高さ五〇糎位の一本立に仕立てられる小柄なあさがおだが、花は大輪で、色がすみきつている。

戦災や水害等のために、現存するのは三～四品種にすぎず、栽培家も高令者数人にとゞまつており、絶滅に頻している。

〈花ことば〉　もつたいぶる

▼世に愛犬家は多いが、自分の犬を可愛がるあまり、他人に迷惑をかけようがどうしようが、そしらぬ顔の飼い主も少くない。

▼郵便屋さんや新聞配達の少年に咆えかゝつたり、隣のヒヨコを咬み殺したり所かまわず便で汚したり……イヤハヤ犬嫌いの者でなくても、モンクの一つも云いたくなる。

▼県内で登録をうけている飼い犬はおよそ四万頭。住所不定？のノラ犬は一万頭と推定されているが、確実な数は摑めない。この犬たちが、勝手にあばれ廻つたら目もあてられない。

▼去る七月三十一日から実施されている「熊本県飼い犬取締条例」も、人々のそうした悩みを解消すると共に、狂犬病の恐怖から守るためにつくられたもの。

▼これによると、飼い主が守らなければならない事柄が色々きめてあるが、主なものを拾つてみよう。

①飼い犬が、人畜に危害を与えるおそれがある場合は、つなぐか口輪をつけるか、或は檻に入れておかなければならない。

②おゝやけの場所や他人の土地を、犬の大小便で汚したり、荒らさせたりしてはならない。

③戸外では、クサリやヒモでつないで連行すること。

▼犬を捨てる時は？〝もよりの保健所に申し出て引き取つてもらうこと〟……ときめられている。「むやみに捨てゝ野犬の仲間入りさせられるのは、ワガハイにとつても迷惑千万」と犬も云つていることだろう。

▼飼い犬が人を咬んだ時はそれこそ大変。条例には〝すぐにもよりの保健所に届け出ると共に、その咬んだ犬は、狂犬病予防上、最小限度二週間は口輪もかけるか、檻に入れるか、又はつないでおくこと〟……となつている。

▼では、こんなことを飼い主が守らない時はどうなるか？もちろんこの条例に罰則も設けられている。

①保健所の調査員に対する公務執行防害をしたり、調査のための質問にウソを答えたりした者は「科料」に処せられる。

②飼い犬が人を咬んだ時、保健所に届け出なかつたり、保健所の指示や命令に従わなかつた場合は「一万円以下の罰金」又は「科料」に処せられるということになつている。

▼犬を飼うにも、人に迷惑をかけないように十分気を配つてこそ、本当の愛犬家だと云えよう。（衛生部）